

## 基本約款改定箇所

下線部が変更箇所

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p><b>改定事項①</b></p> <p><b>1. 適用条件の例外に関する文言を一部変更。</b></p>	
<p>(1. 適用)</p> <p>(1) 本約款は、当社が一般の需要（当社以外の者からガスの供給を受けている需要及び<u>一般ガス供給約款</u>によりガスの供給を受けている需要を除きます。）に応じ導管によりガスを供給するときに共通して適用される基本的な供給条件を規定したものです。</p> <p>(2) 本約款は、一般ガス導管事業者 <u>(3(24)参照)</u> が定める託送供給約款（3(26)参照）別表第1の供給区域に適用いたします。</p>	<p>(1. 適用)</p> <p>(1) 本約款は、当社が一般の需要（当社以外の者からガスの供給を受けている需要及び<u>一般ガス導管事業者 (3(24)参照) が定める最終保障供給約款 (3(29)参照)</u>によりガスの供給を受けている需要を除きます。）に応じ導管によりガスを供給するときに共通して適用される基本的な供給条件を規定したものです。</p> <p>(2) 本約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款（3(26)参照）別表第1の供給区域に適用いたします。</p>

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p><b>改定事項②</b>  <b>2. 約款の変更に関する民法上の根拠規定を追記。</b></p>	
<p>(2. 基本約款及び個別約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が改定された場合、法令の改正により本約款及び個別約款の変更の必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、本約款及び個別約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の本約款及び個別約款によります。</p>	<p>(2. 基本約款及び個別約款の変更)</p> <p>(1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が改定された場合、法令の改正により本約款及び個別約款の変更の必要が生じた場合その他当社が必要と判断した場合には、<u>民法 548 条の 4 の規定により</u>本約款及び個別約款を変更することがあります。この場合、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の本約款及び個別約款によります。</p>
<p><b>改定事項③</b>  <b>3. 用語の定義として「最終保障供給約款」を追加。</b></p>	
<p>(3. 用語の定義)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3. 用語の定義)</p> <p><u>(29) 「最終保障供給約款」…一般ガス導管事業者がガス事業法第 51 条に従い定める最終保障供給約款をいいます (変更があった場合には、変更後のものをいいます。)</u></p>

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p>改定事項④</p>	
<p>16. 料金の適用開始に関する文言を一部変更。</p>	
<p>(16. 料金の適用開始)</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は 32 の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが<u>当社との間で締結していたガスの供給及び使用に関する契約を自由料金契約に変更する場合及び</u>自由料金契約の種別を変更する場合は、料金適用開始日は契約変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が 12(2)の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。</p>	<p>(16. 料金の適用開始)</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は 32 の規定により供給を再開した日から適用いたします。ただし、お客さまが自由料金契約の種別を変更する場合は、料金適用開始日は契約変更後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が 12(2)の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、従前の契約の料金表にもとづき料金を算定いたします。</p>
<p>改定事項⑤</p>	
<p>40. 「反社会的勢力の排除」に関する項目を新設。</p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(40. 反社会的勢力の排除)</u></p> <p><u>(1) お客さまは、自由料金契約の成立時及び将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人もしくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋またはこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。</u></p>

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
	<p>す。)ではないこと、及び、<u>反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</u></p> <p><u>(2) お客様は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</u></p> <p>① <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>② <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>③ <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>④ <u>風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</u></p> <p>⑤ <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>(3) 当社は、お客様が(1)または(2)に違反した場合、お客様に対する何らの催告および自己の債務の提供を要しないで、ただちに自由料金契約を解約することができるものとし、お客様は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</u></p>

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p>改定事項⑥ 変更後の基本約款の実施日を記載。</p>	
<p>(付則)</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2019年10月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>(付則)</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2021年10月1日</u>から実施いたします。</p>
<p>改定事項⑦ 基本約款および個別約款の実施に伴う経過措置に関する項目を削除。</p>	
<p>(付則)</p> <p><u>2. 本約款の実施に伴う切替え措置</u> <u>(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および現行の個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。なお、現行の個別約款を以下「新個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。</u></p>	<p>(付則)</p> <p><u>(削除)</u></p>

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p><u>(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。</u></p> <p><u>(算 式)</u></p> <p><u>料金<sup>(※1)</sup> = (イ) 消費税率を8パーセントとして算定した料金<sup>(※2)</sup> × α</u></p> <p><u>+ (ロ) 消費税率を10パーセントとして算定した料金<sup>(※3)</sup> × (1 - α)</u></p> <p><u>※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。</u></p> <p><u>※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。</u></p> <p><u>※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、新個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。</u></p> <p><u>(備 考)</u></p> <p><u>α = 前回確定日<sup>(*)</sup>の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数<sup>(**)</sup> / 前回確定日<sup>(*)</sup>の翌日から起算し</u></p>	

下線部が変更箇所

現 行 の 約 款	変 更 後 の 約 款
<p><u>て2019年10月 1 日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数 (**)</u></p> <p><u>* 前回確定日とは、2019年 9 月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。</u></p> <p><u>** 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。</u></p>	